

65. 職制に応じた名札の制式について

平成 31 年 3 月 31 日
議会事務局長決裁

この運用は、那覇市議会事務局職員名札の制式及び貸与に関する規程(1966年那覇市議会訓令第3号)第2条ただし書の制式について定めるものとする。

その制式については、次の1から3までの要件を全て満たし、相手が名札として見やすいものであること。ただし、当該名札については、貸与するものではない。

1 対象者

議会事務局職員とする。

2 材質

琉球漆器等の沖縄県の特産品

3 記載事項

- (1) 市紋章
- (2) 那覇市
- (3) 氏名

4 施行日

この運用は、平成31年4月1日から施行する。

(備考)

この運用で認められた名札

- 1 沈金琉球漆器名札 平成31年4月1日付け適用。